

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2018年8月

## 一部の米国原産輸入品目に対する追加関税（第2回）の適用に関する公告（税委会公告[2018]6号）

米政権は、2018年7月11日付けで、約2,000億米ドルに相当する中国からの輸入品目に対して追加の関税措置を公布し、当該措置に関する意見公募を行った。それに続き、米政権は8月2日付けで、上述の2,000億米ドルに相当する品目に対する追加関税の税率を10%から25%に引き上げる考えを公表した。これに対して、中国国務院関税税則委員会は2018年8月3日付けで公告を公布し、米国原産の5207品目に対して（米国からの輸入額600億米ドルに相当）それぞれ25%、20%、10%及び5%の追加税率の適用を決定した。同公告の具体的な施行日は別途公布される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 米国原産の約160億米ドル分の輸入品目に対する追加関税の適用に関する公告（税委会公告[2018]7号）

中国国務院関税税則委員会は、米政権の2回目の追加関税に対抗するため、2018年8月8日付けで対米追加関税対象品目リスト2の詳細を公布し、2018年8月23日12時01分から当該リストの対象品目に対して25%の追加税率を適用することを決定した。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 加工貿易の監督管理に係わる事項に関する公告（税関総署公告2018年第104号）

税関総署は2018年5月29日付けで「一部の規定の改定に関する税関総署の決定」を公布し、「中華人民共和国税関加工貿易貨物監督管理弁法」を改定した。これを受けて、税関総署は2018年8月13日付けで、抵当権設定手続、転廠、外注加工及び内部資材交換（注：保税資材と非保税資材間の交換）に関連する規定、用語の定義・解釈など新たに改定した内容を含む公告を公布した。同公告の公布に伴い、税関総署公告2005年第9号、2010年第93号及び2014年第21号は廃止される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 中国の原産地証明書及びキンバリー・プロセス証明書の発給に関する事項についての公告 (税関総署公告 2018 年第 106 号)

旧出入国検閲検疫機関の管理職責及び関連チームが税関総署に統合されたことを受け、税関総署は 2018 年 8 月 17 日付けで公告を公布し、中国の原産地証明書及びキンバリー・プロセス証明書の発給管理部門を旧国家質量監督検閲検疫総局から税関総署に移行し、発給機関を各地の出入国検閲検疫機関から各直轄税関に変更した。各直轄税関は 2018 年 8 月 20 日から新規証明書及び発給印鑑の使用を開始する。8 月 20 日の前に旧検閲検疫機関が発給した旧証明書は、依然として有効である。また、中国国際貿易促進委員会及びその地方分会が発給した各種原産地証明書に変更はなく、依然として有効である。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## ブルキナファソの 97%の輸入品目に対する関税ゼロ措置の適用に関する公告 (税関総署公告 2018 年第 108 号)

税関総署は 2018 年 8 月 22 日付けで公告を公布し、ブルキナファソ原産の輸入品目に対して後発開発途上国の特惠関税措置（即ち、関税ゼロ）を適用する。これを受けて、2018 年 9 月 1 日から、ブルキナファソ原産の 97%の輸入品目に対して関税ゼロを適用する。このため、輸入品目の荷受人又はその代理人は関連規定に基づき申告表を記入し、税関に関連書類を提出する必要がある。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 「インターネット+予約通関」に関する公告 (税関総署公告 2018 年第 109 号)

税関総署は、更に利便性を追求した通関サービスを提供するため、2018 年 8 月 22 日付けでインターネットを利用した「予約通関」モデルの推進に関する公告を公布した。当該モデルの適用状況、操作方法及び予約のキャンセル方法の事項について規定した。同公告は 2018 年 10 月 30 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 米国、EU 及びシンガポール原産の輸入ハロゲン化ブチルゴムのアンチダンピング調査の最終裁定に関する公告 (商務部 2018 年第 40 号)

商務部は 2018 年 8 月 10 日付けで公告を公布し、米国、EU 及びシンガポール原産の輸入ハロゲン化ブチルゴムにダンピング行為が存在すると裁定した。このため、国务院関税税則委員会は、2018 年 8 月 20 日から米国、EU 及びシンガポール原産の輸入ハロゲン化ブチルゴムに対してアンチダンピング関税を賦課する。その税率は 23.1%～75.5%であり、実施期間は 5 年間である。

## 日本、韓国、シンガポール及び台湾原産の輸入ビスフェノール A のアンチダンピング関税措置に対するサンセット・レビューに関する公告 (商務部公告 2018 年第 60 号)

商務部は 2018 年 8 月 29 日付けで公告を公布し、2018 年 8 月 30 日から 2019 年 8 月 29 日において、日本、韓国、シンガポール及び台湾原産の輸入ビスフェノール A に適用されているアンチダンピング関税措置

に対してサンセット・レビューを行う。当該期間において、上述の原産地域からの輸入ビスフェノール A に対し、関連規定に基づき引き続きアンチダンピング関税を賦課する。

## 2018 年版「関税評価及び移転価格に関するガイド」の公布

近日、世界税関機構（WCO）は、2018 年版「関税評価及び移転価格に関するガイド」（以下「2018 年版ガイド」）を公布した。2018 年版ガイドは、WCO が 2015 年 6 月に当ガイドを公布して以来の初の更新版である。また、2018 年版ガイドは、関税評価及び移転価格に関連する制度を集約し、かつ如何に移転価格文書を活用して関税評価の正確性を高めることができるかについて指導している。

2018 年版ガイドの主な更新内容は下記のとおりである。

- OECD/G20 の税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクトの最新動向
- 関税評価技術委員会（TCCV）が近年、公表した事例研究の内容
- 関税評価と移転価格との関係に対する各国税関の見解及び実践、特にカナダ、韓国及び英国に関連する内容の追加・更新

詳細は下記のリンクをご参照ください。

WCO の公式ウェブサイト：<http://www.wcoomd.org/en/topics/valuation/instruments-and-tools/guide-to-customs-valuation-and-transfer-pricing.aspx>

KPMG のチャイナタックスアラート：

<https://home.kpmg.com/cn/zh/home/insights/2018/09/china-tax-alert-20.html>



## 地方税関政策の最新動向

### 代理通関申告の関連事項に関する深セン税関の公告（2018 年第 9 号）

深セン税関は、通関作業のペーパーレス化の改革を推進し、貿易の利便性を向上させるため、2018 年 8 月 23 日付けで公告を公布し、代理通関申告に関連する事項を更に明確化した。具体的には、委託者・受託者双方が [China E-Port ウェブサイト](#) を通じて電子代理通関申告委託契約書を締結し、通関申告を行う際に当該契約書のコードを申告用紙の添付書類欄に記入する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 国際速達便の通関作業ペーパーレス化改革に係わるパイロットプログラムの実施に関する武漢税関の公告（2018 年第 2 号）

武漢税関は、より実務に即した全国通関一体化の通関・検査業務の実施を目指して、税関管轄区内の国際速達便に対する監督管理を更に規範化し、国際速達便の通関利便性の向上を図るため、2018 年 8 月 23 日付けで公告を公布し、税関管轄区における国際速達便の通関作業ペーパーレス化改革に係わるパイロットプログラムの実施を決定した。税関総署公告 2016 年第 19 号に基づき、新速達便システム申告を適用する A、B、C 類の速達便申告表については、速達便運業者が「武漢税関物流補助管理システム（速達便）」を通じて通関用の添付書類をアップロードする必要がある。同公告は 2018 年 9 月 1 日から発効する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## Contact us お問い合わせ先

### Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)  
Partner パートナー  
Email: [ec.zhou@kpmg.com](mailto:ec.zhou@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Lisa Li 李輝 (日本語可)  
Director ディレクター  
Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子  
Partner パートナー  
Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔 (日本語可)  
Partner パートナー  
Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

### Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 (日本語可)  
Partner パートナー  
Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)